

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行個）諮問第67号）

答申日：平成30年7月9日（平成30年度（行個）答申第66号）

事件名：本人が提出した「特定期間の異議申立書12件」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年8月12日付け金総第6406号（以下「本件開示決定通知書」という。）の「1 開示する保有個人情報」欄の記載及び本件開示決定通知書による処分に基づき審査請求人に交付された開示実施文書を格納した記録媒体（以下「本件記録媒体」という。）における当該開示実施文書の電子媒体等に付された名称が保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）であるとして、その訂正を求めた訂正請求につき、不訂正とした各決定については、当該情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項各号に該当しないと認められるので、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法27条1項の規定に基づく各訂正請求に対し、平成28年12月9日付け金総第9296号及び平成29年1月10日付け金総第108号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、併せて「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

(1) 平成28年12月9日付け金総第9296号に対する審査請求書

「平成28年10月19日付 保有個人情報訂正請求書」で訂正請求をしている。

平成28年10月19日付け保有個人情報訂正請求書は、配達証明便（特定番号）で送って、2016年10月21日15時17分に届いている。

平成28年11月9日に受付したと受付日をねつ造している。30日以内に決定をしていない。

封筒には平成28年12月9日（金）とあるが、実際の発送は平成28年12月13日（火）である。

簡易書留（特定番号）2016年12月13日14時18分引受。

平成28年12月13日に、過去の日付、平成28年12月9日付けで決定と、決定日をねつ造している。

30日以内に決定をしていない。

訂正

受付日は平成28年10月21日である。

訂正

決定の日付は平成28年12月13日である。

行政不服審査法に基づき提出された異議申立てに対して金融庁長官が行った決定に係る決定書正本（平成28年3月14日付け）に平成28年2月28日付けまでに、異議申立書を16件とある。

平成27年5月30日付けから平成28年2月28日付けまでに「異議申立書を16件している」のが、私の個人情報である。

行政不服審査法に基づき提出された平成27年5月30日付から平成28年2月28日付の異議申立書12件

訂正

行政不服審査法に基づき提出された平成27年5月30日付から平成28年2月28日付の異議申立書16件

CD-Rのフォルダ名「（8） 行政不服審査法に基づき提出された異議申立書」

訂正

「（8） 行政不服審査法に基づき提出された異議申立書16件」

CD-Rの

（8）行政不服審査法に基づき提出された異議申立書の行政文書名の日付が違う。

公文書等の管理に関する法律5条によると「当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」とある。

CD-Rの文書名は、当該、行政文書の名称である。

何日付けで提出したのか、行政文書名の日付は個人情報である。

行政不服審査法に基づき提出された異議申立書（平成27年6月7日）②

とあるが訂正

行政不服審査法に基づき提出された異議申立書（平成27年6月7日

付) ②

行政不服審査法に基づき提出された異議申立書(平成27年8月5日)

とあるが訂正

行政不服審査法に基づき提出された異議申立書(平成27年8月5日付)

公文書等の管理に関する法律(条文省略)

(2) 平成29年1月10日付け金総第108号に対する審査請求書

上記(1)と同内容の訂正請求を行った旨の記載, 配達証明便による保有個人情報訂正請求書の到達日時等の記載及び平成29年1月10日付け金総第108号が平成28年12月9日付け金総第9296号と同内容の決定である旨の記載があることを除き, 上記(1)と同旨である。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が, 処分庁に対して行った平成28年10月19日付け保有個人情報訂正請求(同年11月9日受付)及び同年12月2日付け保有個人情報訂正請求(同月5日受付)(以下, 併せて「本件訂正請求」という。)に関し, 処分庁が, 法30条2項に基づき原処分を行ったところ, これに対し審査請求があったが, 以下のとおり, 原処分を維持すべきものと思料する。

なお, 本件訂正請求は, いずれも同一内容であることから, 原処分各々に対する審査請求を併合して諮問する。

1 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求に係る保有個人情報訂正請求書(以下「本件訂正請求書」という。)によれば, 本件訂正請求に係る保有個人情報は, 審査請求人が平成28年8月12日付け金総第6406号により開示決定を受けた「行政不服審査法に基づき提出された平成27年5月30日付から平成28年2月28日付の異議申立書12件」(以下「本件異議申立書」という。)に記録された保有個人情報である。

(2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求書には, 本件訂正請求の趣旨として, 開示した行政文書名, 異議申立書の件数, 行政文書の受付日等をねつ造しているとしている。

2 原処分について

(1) 処分庁は, 本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は概ね次のとおりである。

訂正請求に係る行政文書名及び異議申立書の件数と日付は, 法2条3

項（平成28年法律第51号による改正前の規定を指す。以下同じ。）の「保有個人情報」に該当しないため、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められないことから、訂正決定を行うことはできない。

3 原処分の妥当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性

上記1のとおり、本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が処分庁より開示決定を受けた本件異議申立書に記録された保有個人情報であると認められる。

他方、本件訂正請求に係る訂正内容は、「行政文書名」や「異議申立書の件数」、「日付」等とされているところ、本件訂正請求書の別紙によると、「行政文書名」とは、①本件異議申立書の開示決定を行った際の開示決定通知書と、②当該開示決定に基づき処分庁から審査請求人に交付された本件異議申立書の電子媒体のフォルダ名に記録されているものであって、本件異議申立書それ自体に記録されているものではない。また「異議申立書の件数」、「日付」等についても同様であり、本件異議申立書それ自体に記録されているものではない。

そうすると、本件訂正請求の対象は、いずれも開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報ではないことが明らかであるから、法27条1項1号の要件を充足せず、その他、同項2号又は3号に該当する事情も認められない。

(2) 小括

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月14日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求等について

本件訂正請求は、諮問庁から提示された本件訂正請求書及び審査請求書

の記載内容によると、本件開示決定通知書及び本件記録媒体に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、本件開示決定通知書の「1 開示する保有個人情報」欄に記載された異議申立書の件数を12件から16件に訂正すること、本件記録媒体に格納されたフォルダに付された名称に異議申立書の件数を追加するよう訂正すること、及び本件記録媒体に格納された開示実施文書の電子媒体に付された名称に記載された年月日等を訂正することを求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件訂正請求書のとおり訂正するよう求めていると解されることから、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも法に基づく保有個人情報開示請求により行政機関から開示を受けたものである。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

しかしながら、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報ではなく、上記1のとおり、本件開示決定通知書の記載内容及び本件記録媒体に開示実施文書の電子媒体を格納する際に当該電子媒体等に付した名称であり、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号に該当しないものであるから、当該情報の訂正請求につき、当該情報が法2条3項の保有個人情報に該当しないことを理由として不訂正とした原処分については、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした各決定については、当該情報は法27条1項各号に該当しないと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子